

## 5. 栄養士免許交付数の推移

	総数 (累計)	免許 交付数	免許取得資格	
			養成施設卒業	試験合格
昭和20～25年	7,070	—	—	—
30	17,937	3,822	3,452	370
40	94,705	10,029	9,971	58
50	245,051	17,506	17,332	174
60	433,378	19,259	19,246	13
平成7年	639,578	22,110	22,110	0
平成12年度	760,274	19,539	19,539	0
13年度	779,600	19,326	19,326	0
14年度	798,366	18,766	18,766	0

(平成7年までは12月末現在 資料：衛生行政報告例)

## 6. 管理栄養士交付数の推移

	総数 (累計)	交付数	登録資格		
			試験合格	附則特例	養成施設卒業
昭和40年	1,671	420	290	130	—
50	9,878	1,566	226	155	1,185
60	28,097	2,047	434	318	1,295
平成7年	71,733	5,250	5,225	0	25
12	96,677	4,850	4,813	0	37
13	101,386	4,709	4,681	0	28
14	106,020	4,634	4,616	0	18
15	110,776	4,756	4,735	0	21

(各年12月末現在 資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室)

## 7. 栄養士養成施設設置状況

	総計 (累計)	指定 施設数	種類別			
			大学	短大 うち専攻科	各学 校	種 校
昭和25年	17	17	3	7	—	7
30	83	7	24	45	—	14
40	150	5	34	98	—	18
50	273	3	70	177	—	26
	(30)	(0)	(29)			(1)
60	281	1	66	180	—	35
	(30)	(0)	(29)			(1)
平成7年	288	12	66	182	13	40
	(29)	(0)	(29)			
12	304	9	75	190	24	39
	(41)	(8)	(40)			(1)
13	310	10	85	188	24	37
	(50)	(9)	(49)			(1)
14	333	28	107	187	25	39
	(75)	(25)	(72)			(3)
15	330	17	114	175	26	41
	(88)	(13)	(84)			(4)
16	322	6	117	164	24	41
	(92)	(4)	(87)			(5)

(各年度当初現在 資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室)

注：( ) 内は管理栄養士養成施設であり再掲である。)

## 1. 健康増進施設

根拠	健康増進施設認定規程(昭和63年厚生省告示第273号)		
認定を行う者	厚生労働大臣		
認定期間	10年間		
施設類型	運動型	温泉利用型	温泉利用プログラム型
認定要件	<p>①有酸素運動及び筋力強化運動等の補強運動が安全に行える設備の配置(トレーニングジム、運動フロア及びプールの全部又は一部)</p> <p>②体力測定、運動プログラム提供及び応急処置のための設備の配置</p> <p>③健康運動指導士等の運動指導者の配置</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p> <p>⑤継続的利用者に対する指導を適切に行っていること</p> <p>⑥健康増進のための温泉利用を実践するための設備の配置(全身・部分浴槽、気泡浴槽又は圧注浴槽、蒸気浴設備又は熱気浴設備)</p> <p>⑦温泉利用指導者の配置</p>	<p>①身体測定、温泉利用プログラム提供、生活指導及び応急処置のための設備の配置</p> <p>②温泉利用プログラムを実践するための設備の配置</p> <p>③温泉入浴指導員の配置</p> <p>④医療機関と適切な連携関係を有していること</p>	
認定施設数	327施設	29施設	0施設
医療費控除の有無	有	有	無
医療費控除制度の概要	指定運動療法施設において、かかりつけ医師の処方箋に基づき運動療法及び温泉療法を行う際、その施設の利用料等について医療費控除の対象となる。		
指定運動療法施設認定要件	<p>①厚生労働大臣認定健康増進施設であること</p> <p>②健康運動指導士及び健康運動実践指導者が配置されていること</p> <p>③提携医療機関の担当医が健康スポーツ医(日本医師会資格)等であること</p> <p>④1回毎の施設利用料金が5千円以内に設定されていること</p> <p>⑤会員以外の者に運動療法等のための利用を認めること等</p>		
指定運動療法施設数	136施設	3施設	

※施設数はH16.12.1現在

## 2. 健康づくりのための運動指導者

根拠	健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令(平成13年省令第98号)																					
実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団(平成13年省令119号)																					
資格要件	講習会を受講し、修了後に行う試験に合格した者に、健康運動指導士及び健康運動実践指導者の登録資格が与えられる。																					
資格名	健康運動指導士	健康運動実践指導者																				
受講資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、保健師又は管理栄養士の資格を有する者</li> <li>・4年制体育系大学(教育学部体育系学科を含む)及び医学部保健学科卒業者(見込み含む)等</li> <li>・体育系短期大学又は体育系専修学校(2年制)若しくはこれと同等以上の学校の卒業者(見込み含む)</li> <li>・3年以上運動指導に従事した経験のある者</li> <li>・上記と同等以上の能力を有すると認められる者</li> </ul> <p>[公務従事者のみ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師及び管理栄養士の資格を有する者</li> <li>・3年以上公衆衛生事業に従事した経験のある者</li> </ul>																					
講習会及び実施主体	96単位(144時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(一般) 33単位(49.5時間) (財)健康・体力づくり事業財団	(公務従事者) 33単位(49.5時間) 都道府県	(養成校学生) 33単位(49.5時間) 養成校による養成講座																		
(主なカリキュラム)	<table border="0"> <tr> <td>(講義)</td> <td>(講義)</td> </tr> <tr> <td>・健康管理概論</td> <td>・健康管理概論</td> </tr> <tr> <td>・栄養と運動</td> <td>・栄養と体重調節</td> </tr> <tr> <td>・成人病とその予防 等</td> <td>・運動障害と予防 等</td> </tr> <tr> <td>(実習)</td> <td>(実習)</td> </tr> <tr> <td>・エアロビックダンス</td> <td>・エアロビックダンス</td> </tr> <tr> <td>・水泳</td> <td>・水泳</td> </tr> <tr> <td>・ウォーキング</td> <td>・ウォーキング</td> </tr> <tr> <td>・肥満判定の手技 等</td> <td>・心臓機能蘇生術 等</td> </tr> </table>				(講義)	(講義)	・健康管理概論	・健康管理概論	・栄養と運動	・栄養と体重調節	・成人病とその予防 等	・運動障害と予防 等	(実習)	(実習)	・エアロビックダンス	・エアロビックダンス	・水泳	・水泳	・ウォーキング	・ウォーキング	・肥満判定の手技 等	・心臓機能蘇生術 等
(講義)	(講義)																					
・健康管理概論	・健康管理概論																					
・栄養と運動	・栄養と体重調節																					
・成人病とその予防 等	・運動障害と予防 等																					
(実習)	(実習)																					
・エアロビックダンス	・エアロビックダンス																					
・水泳	・水泳																					
・ウォーキング	・ウォーキング																					
・肥満判定の手技 等	・心臓機能蘇生術 等																					
受験資格	講習会修了者	講習会修了者	講習会修了者	講座修了者																		
試験実施主体	(財)健康・体力づくり事業財団	(財)健康・体力づくり事業財団	都道府県	(財)健康・体力づくり事業財団																		
登録	(財)健康・体力づくり事業財団																					
有効期限	5年間																					
平成15年度受講者及び受験者数等																						
受講者	898	192	一	5,196																		
修了者	891	192	一	一																		
受験者	1,021	216	142	4,394																		
合格者	902	183	137	3,327																		
合格率	88.3%	84.7%	96.5%	75.7%																		
資格登録者数(平成16年3月31日現在)																						
総数	9,733		16,191																			
男	3,244		4,736																			
女	6,489		11,455																			
資格登録者の職業																						
フィットネスクラブ等	2,290(23.5%)		3,950(24.4%)																			
診療所・病院等	1,800(18.5%)		2,023(12.5%)																			
健保組合	173( 1.8%)		64( 0.4%)																			
保健所等	1,697(17.3%)		2,510(15.5%)																			
学校	609( 6.3%)		582( 3.6%)																			
フリー	897( 9.2%)		613( 3.8%)																			
その他	2,267(23.3%)		6,449(39.8%)																			

※公務従事者(都道府県実施)分の受講者数及び受験者数は正確なデータ無し。養成校分の修了者数は正確なデータ無し。

資格登録者の職業欄の括弧書きは全体数からみた構成割合。

### 3. 公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画（抜粋）

平成14年3月29日  
閣議決定

行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

#### II. 推薦等に係る事務・事業の改革

##### 1. 技能審査等

###### （1）基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するするおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

###### （2）具体的措置内容

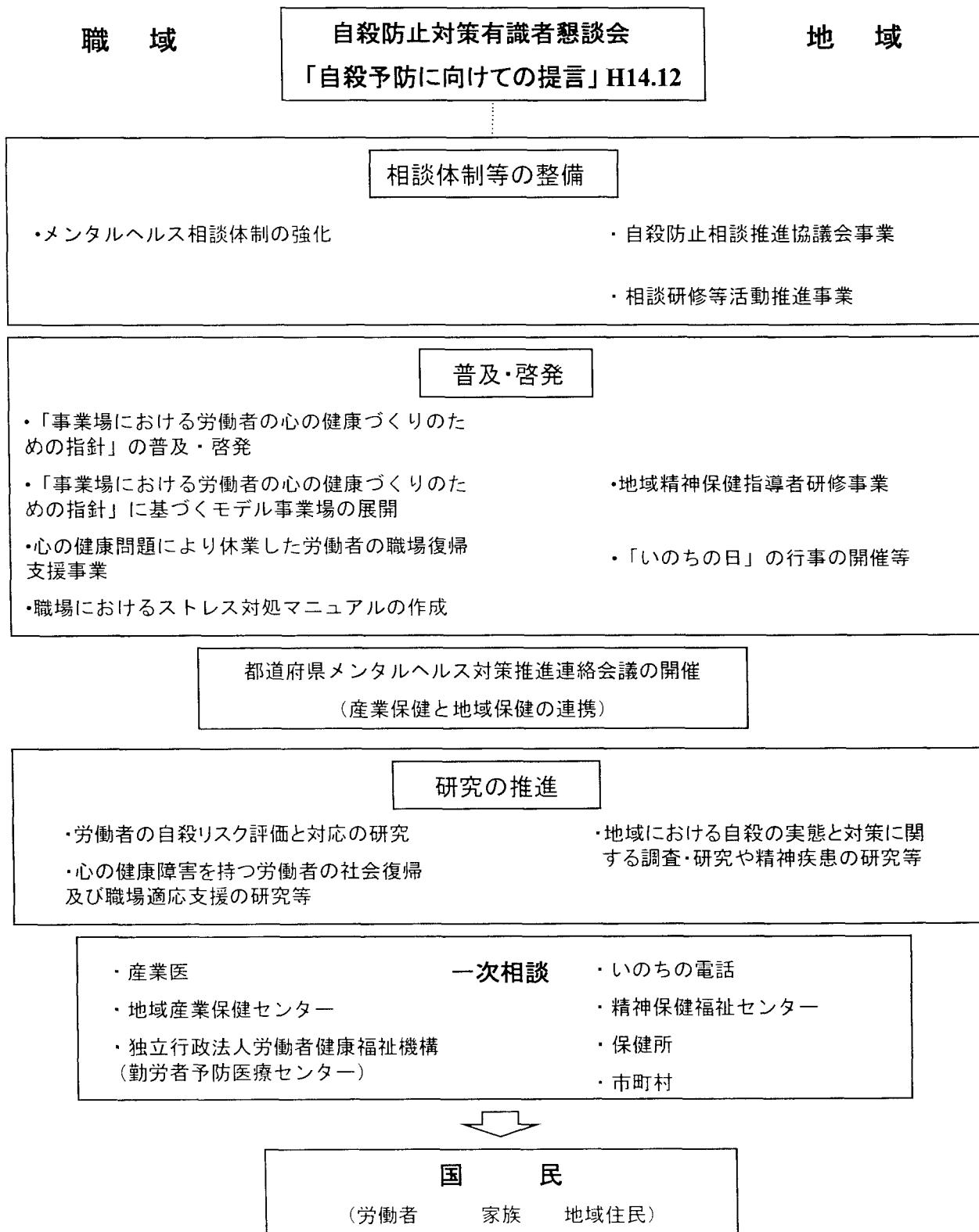
別表4のとおりとする。

別表4

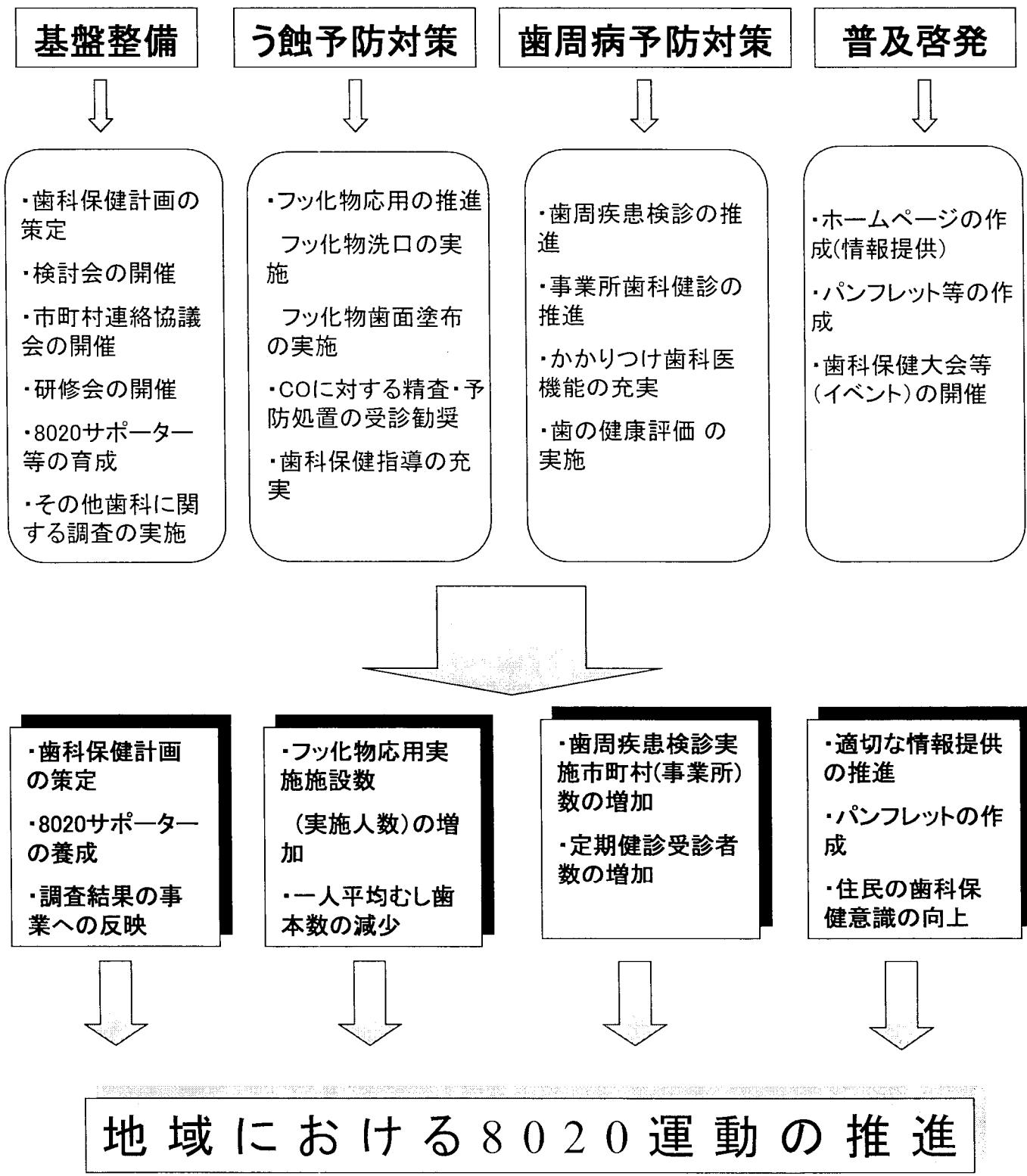
【厚生労働省】

事務・事業(推薦等の制度)	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期
健康運動指導士養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財)健康・体力づくり事業財団	平成17年度
健康運動実践指導者養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財)健康・体力づくり事業財団	平成17年度

# 1. 自殺防止関連対策概念図



# 1. 地域の実情に応じた歯科保健事業の展開



医政発第0114002号  
健発第0114006号  
平成15年1月14日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

### フッ化物洗口ガイドラインについて

健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。

我が国における有効かつ安全なフッ化物応用法を確立するために、平成12年から厚生労働科学研究事業として、フッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての検討が行われたところであるが、この度、本研究事業において「フッ化物洗口実施要領」を取りまとめたところである。

については、この研究事業の結果に基づき、8020運動の推進や国民に対する歯科保健情報の提供の観点から、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図るため、「フッ化物洗口ガイドライン」を別紙の通り定めたので、貴職におかれましては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、貴管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対して周知方をお願いいたしたい。

## フッ化物洗口ガイドライン

### 1. はじめに

### 2. 対象者

- 1) 対象年齢
- 2) う蝕のリスクの高い児への対応

### 3. フッ化物洗口の実施方法

- 1) 器材の準備、洗口剤の調整
- 2) 洗口練習
- 3) 洗口の手順
- 4) 洗口後の注意

### 4. 関連事項

- 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ
- 2) 薬剤管理上の注意
- 3) インフォームド・コンセント
- 4) フッ化物洗口の安全性

### 5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

## 1. はじめに

フッ化物応用によるう蝕予防の有効性と安全性は、すでに国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は、重要な役割を果たしている。

わが国においては、世界保健機関(WHO)等の勧告に従って、歯科診療施設等で行うフッ化物歯面塗布法、学校等での公衆衛生的応用法や家庭で行う自己応用法であるフッ化物洗口法というフッ化物応用によるう蝕予防が行われてきた。特に、1970年代からフッ化物洗口を実施している学校施設での児童生徒のう蝕予防に顕著な効果の実績を示し、各自治体の歯科保健施策の一環として、その普及がなされてきた。

そのメカニズムに関しても、近年、臨床的う蝕の前駆状態である歯の表面の脱灰に対して、フッ化物イオンが再石灰化を促進する有用な手段であることが明らかになっており、う蝕予防におけるフッ化物の役割が改めて注目されている。

こうした中、平成11年に日本歯科医学会が「フッ化物応用についての総合的な見解」をまとめたことを受け、平成12年度から開始した厚生労働科学研究において、わが国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究(「歯科疾患の予防技術・治療評価に関するフッ化物応用の総合的研究」)が行われている。

さらに、第3次国民健康づくり運動である「21世紀における国民健康づくり運動」(健康日本21)においても歯科保健の「8020運動」がとりあげられ、2010年までの目標値が掲げられている。これらの目標値達成のための具体的方策として、フッ化物の利用が欠かせないことから、EBM(Evidence Based Medicine)の手法に基づいたフッ化物利用について、広く周知することは喫緊の課題となっている。

このような現状に照らし、従来のフッ化物歯面塗布法に加え、より効果的なフッ化物洗口法の普及を図ることは、「8020」の達成の可能性を飛躍的に高め、国民の口腔保健の向上に大きく寄与できると考えられ、上記の厚生労働科学研究の結果を踏まえ、最新の研究成果を盛り込んだフッ化物洗口について、その具体的な方法を指針の形として定め、歯科臨床や公衆衛生、地域における歯科保健医療関係者に広く周知することとした。

## 2. 対象者

フッ化物洗口法は、とくに、4歳児から14歳までの期間に実施することがう蝕予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

### 1) 対象年齢

4歳から成人、老人まで広く適用される。特に、4歳(幼稚園児)から開始し、14歳

(中学生)まで継続することが望ましい。その後の年齢においてもフッ化物は生涯にわたって歯に作用させることが効果的である。

## 2) う蝕の発生リスクの高い児(者)への対応

修復処置した歯のう蝕再発防止や歯列矯正装置装着児の口腔衛生管理など、う蝕の発生リスクの高まった人への利用も効果的である。

## 3. フッ化物洗口の実施方法

フッ化物洗口法は、自らでケアするという点では自己応用法(セルフ・ケア)であるが、その高いう蝕予防効果や安全性、さらに高い費用便益率(Cost-Benefit Ratio)等、優れた公衆衛生的特性を示している。特に、地域単位で保育所・幼稚園や小・中学校で集団応用された場合は、公衆衛生特性の高い方法である。なお、集団応用の利点として、保健活動支援プログラムの一環として行うことで長期実施が確保される。

### 1) 器材の準備、洗口剤の調製

施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない。

家庭において実施する場合は、かかりつけ歯科医の指導・処方を受けた後、薬局にて洗口剤の交付を受け、用法・用量に従い洗口を行う。

### 2) 洗口練習

フッ化物洗口法の実施に際しては、事前に水で練習させ、飲み込まずに吐き出せさせることができ可能になってから開始する。

### 3) 洗口の手順

洗口を実施する場合は、施設職員等の監督の下で行い、5~10ml の洗口液で約30秒間洗口(ブクブクうがい)する。洗口中は、座って下を向いた姿勢で行い、口腔内のすべての歯にまんべんなく洗口液がゆきわたるように行う。吐き出した洗口液は、そのまま排水口に流してよい。

### 4) 洗口後の注意

洗口後30分間は、うがいや飲食物をとらないようにする。また、集団応用では、調整した洗口液(ポリタンクや分注ポンプ)の残りは、実施のたびに廃棄する。家庭用専用瓶では、一人あたり約1か月間の洗口ができる分量であり、冷暗所に保存する。

## 4. 関連事項

### 1) フッ化物洗口法と他のフッ化物応用との組み合わせ

フッ化物洗口法と他の局所応用法を組み合わせて実施しても、フッ化物の過剰摂取になることはない。すなわちフッ化物洗口とフッ化物配合歯磨剤及びフッ化物

歯面塗布を併用しても、特に問題はない。

## 2) 薬剤管理上の注意

集団応用の場合の薬剤管理は、歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する。

家庭で実施する場合は、歯科医師の指示のもと、保護者が薬剤を管理する。

## 3) インフォームド・コンセント

フッ化物洗口を実施する場合には、本人あるいは保護者に対して、具体的方法、期待される効果、安全性について十分に説明した後、同意を得て行う。

## 4) フッ化物洗口の安全性

### (1) フッ化物洗口液の誤飲あるいは口腔内残留量と安全性

本法は、飲用してう蝕予防効果を期待する全身応用ではないが、たとえ誤って全量飲み込んだ場合でもただちに健康被害が発生することはないと考えられている方法であり、急性中毒と慢性中毒試験成績の両面からも理論上の安全性が確保されている。

#### ①急性中毒

通常の方法であれば、急性中毒の心配はない。

#### ②慢性中毒

過量摂取によるフッ化物の慢性中毒には、歯と骨のフッ素症がある。歯のフッ素症は、顎骨の中で歯が形成される時期に、長期間継続して過量のフッ化物が摂取されたときに発現する。フッ化物洗口を開始する時期が4歳であっても、永久歯の歯冠部は、ほぼできあがっており、口腔内の残留量が微量であるため、歯のフッ素症は発現しない。骨のフッ素症は、8ppm以上の飲料水を20年以上飲み続けた場合に生じる症状であるので、フッ化物洗口のような微量な口腔内残留量の局所応用では発現することはない。

### (2) 有病者に対するフッ化物洗口

フッ化物洗口は、うがいが適切に行われる限り、身体が弱い人や障害をもつている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということはない。腎疾患の人にも、う蝕予防として奨められる方法である。また、アレルギーの原因となることもない。骨折、ガン、神経系および遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加(Fluoridation)地域のデータを基にした疫学調査等によって否定されている。

## 5. 「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」

フッ化物応用に関する、より詳細な情報については、厚生労働科学研究「フッ化物応用に関する総合的研究」班が作成した「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照されたい。